

特 別 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 条 一般事項

1. 適用

本仕様書は、単独土地改良事業 水中ポンプ整備工事 花蔵寺排水機場 に適用する。また本仕様書に明記されていない事項については、愛知県農林基盤局制定「農地関係工事標準仕様書」によるものとする。（添付省略）

2. 工事概要

本工事は花蔵寺排水機場の水中ポンプの整備を行う工事です。

3. 準拠規定

機器の設計・整備・据付工事に当っては下記の規格等に準拠すること。

- ・ 施設機械工事等共通仕様書
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 日本産業規格（JIS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電機工業会規格（JEM）
- ・ 日本電線工業会規格（JCS）
- ・ 内線規定（中部電力）
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法
- ・ 土地改良事業計画設計基準（設計ポンプ）
- ・ その他関係法令、条例及び規格

4. 責任工事

1. 本工事は、仕様書及び設計図書の記載事項を十分理解し、補足する事項は明記のない場合でも完成後の機能を完全に満足させるよう設計施工のこと。
2. 工事施工上、仕様書・設計図書及び施工方法において、疑義または誤りを発見した場合は直ちに監督員に申し出て協議の上指示を受けること。
なお、協議が成立しない場合は監督員の解釈によるものとする。
3. 請負者は、特許または製作者固有の特殊技術を要するものについては、その定められた目的並びに結果に対し、すべての面において責任を負わなければならない。
4. 請負者は、現場での廃材等発生量の抑制を図るよう施工計画、施工方法等の検討をするとともに、発生した当該現場内での再利用を検討して排出量の抑制に努める。

5. 工事現場の管理

請負者は、労務の安全衛生及び機器・器材等の清掃・整理整頓・火災・盗難・その他事故防止の管理に対しては万全を期さなければならない。

万一、事故発生の際は監督員に申し出て指示を受けること。

なお、その時は請負者の責任において処理するものとする。

6. 試験及び検査

設置工事完了後、現地において各種検査を行い、合格と認めた後受け渡しを完了する。

7. 輸送及び据付工事

機器の輸送及び据付工事に当っては、既設構造物の保護に努め、万一既設構造物に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復すること。

機器の設置に当っては特に軸芯調整に留意し、回転による振れ・振動等を生じないように施工すること。

8. 建設リサイクル

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（公布 平成12年3月31日 本格施行 平成14年5月30日）が施行されたので厳守すること。

9. その他

応急ポンプ撤去及び点検修理について、本工事にて行うものとする。

撤去に伴い発生した部材の処理においては適切に処理すること。なお、処理方法を施行計画書および完了書類にて詳細を報告するものとする。

諸官庁に対する各種手続きに要する費用は請負者の負担とする。

各機器等は、引渡し完了後2年以内に設計、製作及び据付工事等の不良から生じた故障については、その責務を負い無償にて修理または取替を行うものとする。

本工事の施工にあたり、石綿含有資材または石綿含有の恐れがある資材の使用状況は確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し調査及び撤去方法について協議するものとする。

また、その撤去等にあたっては「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」などの関係法令を厳守するものとする。

塗装仕様については、下記のとおり行うものとする。

- ・3種ケレン
- ・エポキシ樹脂塗装1回塗り